

山梨県公報

号外第三十二号

令和二年

六月十二日

金曜日

目次

規則

○山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第四十五号

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地球温暖化対策条例施行規則(平成二十一年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第五項並びに第七条第三項及び第五項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することにより行うことが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出することにより行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番